

日第議解決ト共直千ニ就業ス

右及申(通)兼後也

別記(一) 要亦書

本業従業員ハ熟考熟議ト上ニ左ノ條件ヲ要求スルニ付并ニ  
湖ニ於テレコシテハ誠心海意御留意致シ度此段要亦也

- 一 十月中旬ニ始メテハ職費は純額ニナラセムコト
- 一 賞省者(吹上ニ外)ノ賞勤賞年ハ日給ニ百分ヲ又給スルコト
- 一 臨時休業ノ場合ハ日給全額ヲ又給スルコト
- 一 火災ノ破損ノ場合ハ平均賞年ニ別添ノ上ニ火災ノ破損ノ別添  
ノ上ニ火災ノ破損ノ場合ハ平均賞年ニ別添ノ上ニ火災ノ破損ノ別添  
ノ上ニ火災ノ破損ノ場合ハ平均賞年ニ別添ノ上ニ火災ノ破損ノ別添
- 一 常備者ハ二年ニ面果給スルコト
- 一 吹上ニ常備者ハ二年五十銭ニスルコト

昭和四年十二月五日

孔徳ルルニ議従業員同  
関東一般労働者組合

主 孔徳ルルニ議事務所  
村松庄太郎殿

日 土木建築会

別記(二) 解決條件

- 一 常備者ハ皆勤賞年ハ日給ニ百分ヲ又給スルコト
- 一 火災ノ破損ノ場合ハ最重ニ査定賠償シ冷ニキスニ非ル場合ハ平均賞  
年ニ別添ノ上ニ
- 一 常備者ハ二年ニ面果給スルコト
- 一 臨時休業ノ場合ハ  
  - (一) 車力ノ場合ハ日給ノ半額ヲ又給スルコト
  - (二) 火災ノ場合ハ全額ヲ又給スルコト
- 一 賞與、一日千圓ニ千八百銭ヲ九十銭(吹上ニ別添)  
  - 壹円下ケテ千八百銭下ケテ千五百銭上ケテ千八百銭(管引ニ別添)
- 一 解雇期ハ一ヶ月復職ノ上ニ議費トシテ百五十円以  
解雇者若シテハ一人一月百五十円宛テ解雇年賞トシテ又  
給スルコト

以上